

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の 申請期限は2月29日までです

子ども支援課 ☎048(473)1784

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）

対象世帯 次のいずれかに該当する世帯

- 公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯で、令和3年中の収入が収入基準を満たす世帯
- 物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準まで下がった世帯



▲市ホームページ
(ひとり親世帯)

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯）

対象世帯 次のいずれかに該当する世帯

- 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っておらず、令和5年度市民税均等割が非課税の世帯
- 物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が市民税均等割非課税相当の収入に該当する世帯（令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っており、その後、出生などで養育する児童が増え、令和5年度市民税均等割が課税の世帯も申請が必要です）



▲市ホームページ
(ひとり親世帯以外の子育て世帯)

共通

給付金額 児童1人につき50,000円

対象児童 令和5年3月31日時点で18歳未満（特別児童扶養手当対象児童は申請時点で20歳未満）の児童

▼令和6年2月29日(木)までに出生した児童も対象となります。

申込方法 2月29日(木)までに申請書に必要事項を記入のうえ、郵送または直接、子ども支援課へ

▼申請書は子ども支援課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼対象世帯によって申請書類が異なります。また、申請が不要な場合もありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

ご意見をお聞かせください



◀詳しくは、市ホームページ
をご覧ください。

志木市マンション管理適正化推進計画（素案）

市では、高経年分譲マンションの増加や管理組合役員の高齢化などにより、マンションの適正な管理の重要性が高まっていることを踏まえ、マンション管理に積極的に関わり、良好で良質な住環境を維持できるよう「マンション管理適正化推進計画」の策定を進めています。素案について皆さんのご意見をお寄せください。

募集期間 2月13日(火)～3月13日(水)（当日消印有効）

閲覧場所及び市民意見シートの配布場所 建築開発課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

▼市ホームページからも素案の閲覧及びダウンロードができます。

対象（意見を提出できる人） 市内に在住・在勤・在学する人及び事業者、納税義務者、意見公募手続に係る施策に利害関係がある人

提出方法 所定の市民意見シートに必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接、建築開発課へ

▼市ホームページや市公式LINEに設けた専用フォームから意見を投稿することもできます。

▼お寄せいただいた意見などを集約した概要とともに、意見に対する市の考え方を公表します。

▼匿名による意見の提出や電話または来庁による口頭での申出は受付できませんのでご了承ください。

担当・問合せ 建築開発課 ☎048(456)5372 ☎048(474)4384 ✉kentiku@city.shiki.lg.jp